



投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2018年2月16日

野村グローバル・ボンド・アクティブ・ファンド (運用切り替え機能付・限定追加型) 愛称：未来への階段

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

●携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (高位ヘッジ)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日
- 資本金：171億円（平成29年12月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：33兆5266億円（平成29年11月30日現在）

この目論見書により行なう野村グローバル・ボンド・アクティブ・ファンド（運用切り替え機能付・限定追加型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年1月31日に関東財務局長に提出しており、平成30年2月16日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

日本を含む世界各国の公社債を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「グローバル債券マザーファンド」、「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- 「グローバル債券マザーファンド」または「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」を高位に組み入れることで、日本を含む世界各国の公社債に投資することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、邦貨建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な邦貨建資産の額）が、原則として信託財産の純資産総額の90%±10%程度となるよう、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をはかることを基本とします。
- ファンドは、原則として保守型運用切替ラインおよび積極型運用切替ラインと、基準価額（1万口当たり。支払済みの分配金累計額は加算しません。）の関係に応じて、相対的に保守的な運用を行なう「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」と、相対的に積極的な運用を行なう「グローバル債券マザーファンド」の間で運用の切り替えを行ないます。
- ◆当ファンドは、以下の4つのラインを設けています。

ライン	到達時の方針	設定時のライン (基準価額)
償還検討ライン	ファンドの基準価額が当ラインに到達した場合には、ファンドは安定運用に移行します。	9,500円
保守型運用 切替ライン	積極型運用 ^{※1} を行なっている際にファンドの基準価額が当ラインに到達した場合には、保守型運用 ^{※2} に移行します。	10,000円
積極型運用 切替ライン	保守型運用 ^{※2} を行なっている際にファンドの基準価額が当ラインに到達した場合には、積極型運用 ^{※1} に移行します。	10,500円
ステップアップ ライン	ファンドの基準価額が当ラインに到達した場合には、4つのラインの引き上げを行います。	11,000円

※1 積極型運用とは、「グローバル債券マザーファンド」に主に投資することを指します。

※2 保守型運用とは、「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」に主に投資することを指します。

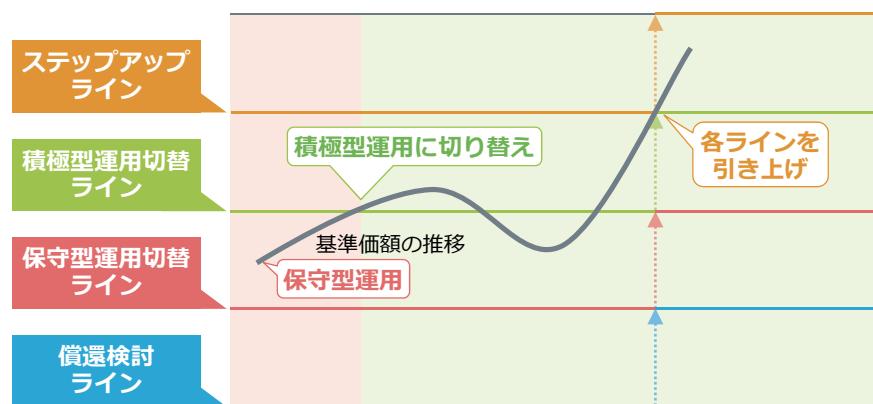
※3 当面は、ステップアップライン到達時の各ラインの引き上げ幅は500円とします。基準価額水準によっては、各ラインの引き上げ幅を見直す場合があります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。



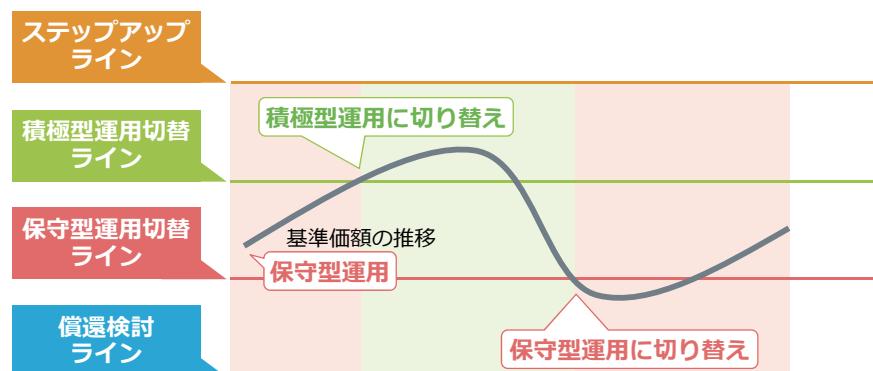
ファンドの目的・特色

- 設定当初は「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」に投資を行なっていません。
- 「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」への投資を行なっている際に、各月末の基準価額が積極型運用切替ラインに到達した日（「積極型運用切替判断日」という場合があります。）の翌営業日以降、原則として「グローバル債券マザーファンド」に投資先の切り替えを行ないます。



※積極型運用切替ライン、ステップアップラインに到達したかの判定は月次で行ないます。
※基準価額が大幅に上昇した際にはステップアップライン到達時の各ラインの引き上げ幅を見直す場合があります。

- 「グローバル債券マザーファンド」への投資を行なっている際に、各月末の基準価額が保守型運用切替ラインに到達した日（「保守型運用切替判断日」という場合があります。）の翌営業日以降、原則として「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」に投資先の切り替えを行ないます。



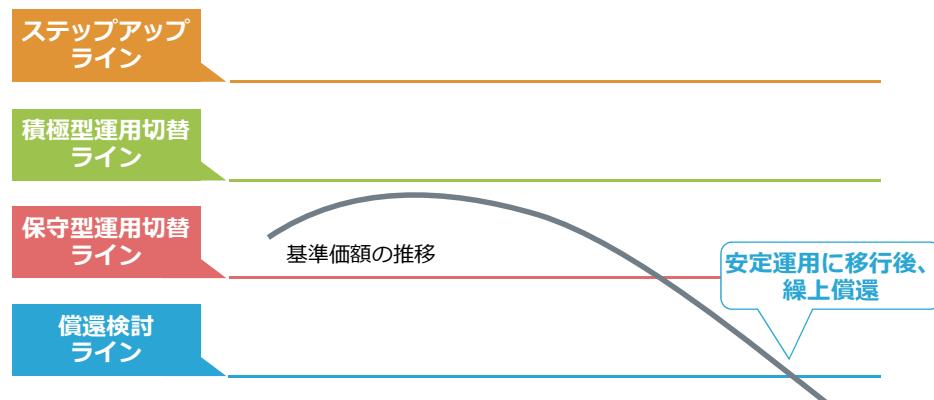
※保守型運用切替ラインに到達したかの判定は月次で行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

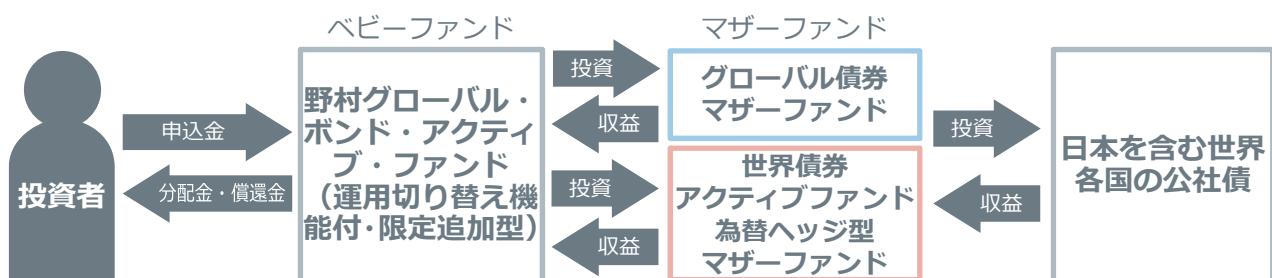
- ファンドの基準価額が、償還検討ラインに到達した場合には、円建ての短期公社債等に投資を行ない、主として流動性の確保を図ることを目的とした安定運用に切り替えることを基本とします。



※償還検討ラインに到達したかの判定は日次で行ないます。

※償還検討ライン到達以降の基準価額は償還検討ラインを下回る場合があります。

- 各月末時点において、ファンドの基準価額がステップアップラインに到達した場合には、その翌営業日から償還検討ライン、保守型運用切替ライン、積極型運用切替ライン、ステップアップラインの引き上げを行ないます。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

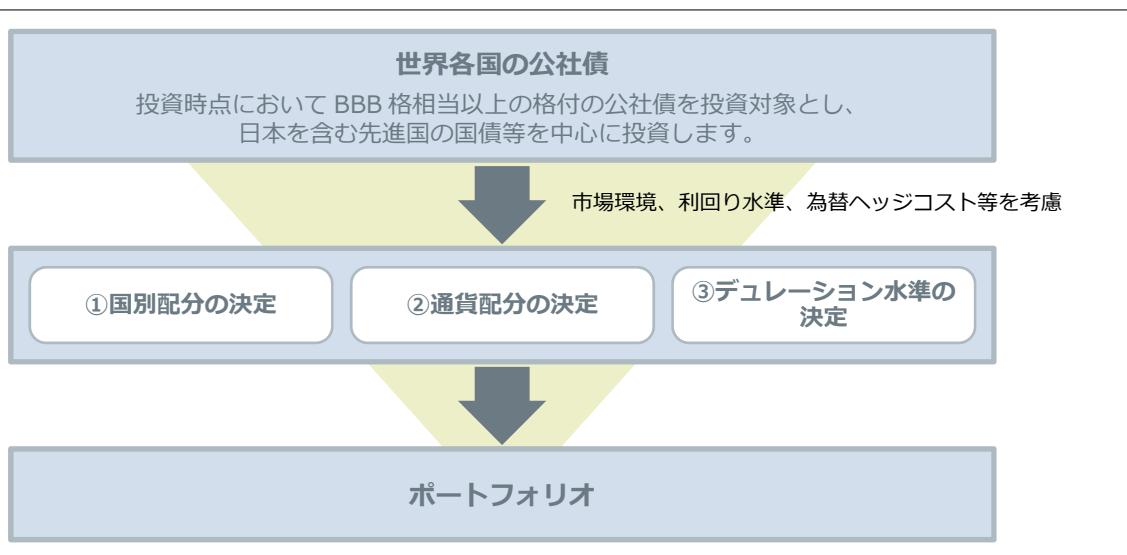


ファンドの目的・特色

「グローバル債券マザーファンド」について

- 世界各国の公社債を主要投資対象とします。
- 投資する公社債は、投資時点において BBB 格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有する公社債とし、日本を含む先進国の国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、地方債）を中心に投資します。
- 市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案して国別配分、通貨配分、デュレーションの水準を決定し、ポートフォリオを構築します。なお、ポートフォリオのデュレーションは、原則として 0~8 年の範囲内で調整します。
- 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。
- 邦貨建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な邦貨建資産の額）については、原則として信託財産の純資産総額の 90%±10%程度に維持することを基本とします。

■ポートフォリオ構築プロセス■



資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

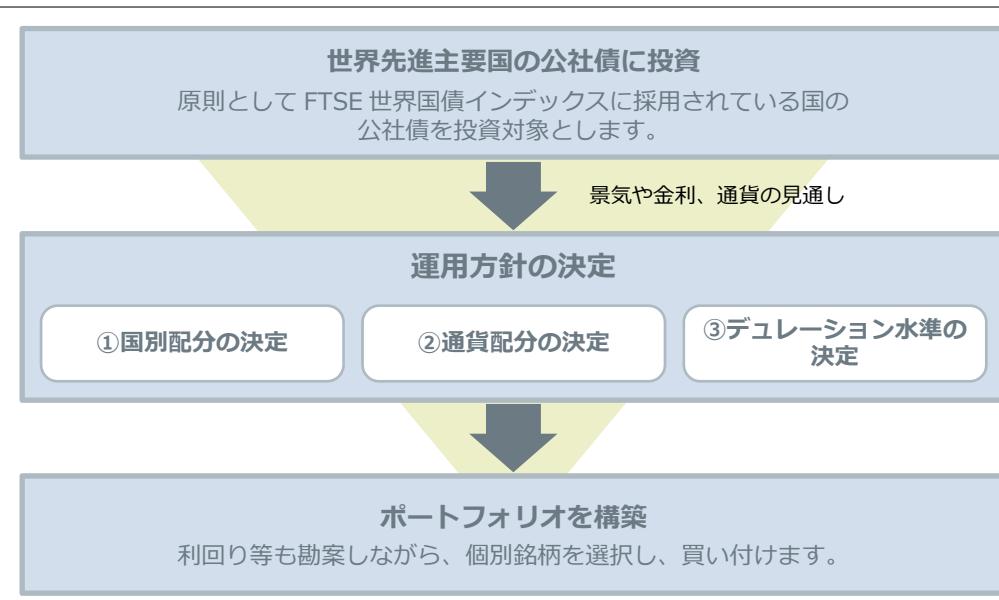


ファンドの目的・特色

「世界債券アクティブファンド 為替ヘッジ型 マザーファンド」について

- ・日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とします。
- ・公社債への投資にあたっては、流動性の高い高格付の公社債（A-相当以上の格付を有している公社債（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものと含みます。））に投資することを基本とし、為替ヘッジベースでの利回り水準、各国の金利見通し等を勘案してポートフォリオを構築することで、収益の確保を目指します。
さらに、カントリーアロケーション、デュレーションおよび為替ヘッジ比率をアクティブに変更することで、収益の獲得および利回りの向上を目指します。なお、先物取引等も適宜活用します。
- ・投資する資産については、原則として FTSE 世界国債インデックスに採用されている国の通貨建の資産とします。
- ・投資する公社債については、原則として FTSE 世界国債インデックスに採用されている国の公社債とします。
- ・ポートフォリオのデュレーションについては、原則として 2～5 年程度に維持することを基本とします。
- ・邦貨建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な邦貨建資産の額）については、原則として信託財産の純資産総額の 90%±10% 程度に維持することを基本とします。なお、外貨建資産の他通貨による代替ヘッジについては、信託財産の純資産総額の 10% 程度の範囲内で行ないます。

■ポートフォリオ構築プロセス■



資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年2月10日※（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は平成31年2月12日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、原則として常時 80%以上の為替ヘッジを実質的に行ない、実質組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドにおいては、投資方針に従って投資対象とするマザーファンドの入れ替えを行なうため、入れ替えの際に一時的に債券への実質的な投資比率が低下する場合があります。
- ファンドにおける償還検討ラインは、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの基準価額および償還価額が償還検討ラインを下回らないことを示唆あるいは保証するものではありません。
債券売却の際に発生するコスト、安定運用への切り替えが完了するまでの債券の価格変動の影響等により、基準価額が償還検討ラインに到達した日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の基準価額および償還価額が償還検討ラインを下回る場合があります。
- ファンドがステップアップラインに到達することなく安定運用に移行または信託期間が終了した場合には、ステップアップライン、積極型運用切り替えライン、保守型運用切り替えライン、償還検討ラインの見直しは行ないません。



投資リスク

- 安定運用に移行後、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご留意ください。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考查
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。



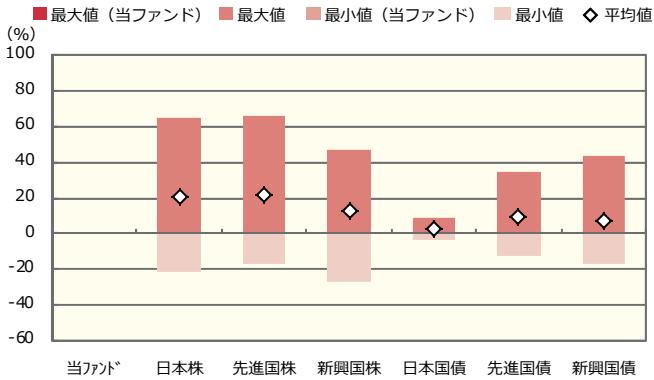
投資リスク

リスクの定量的比較 (2012年12月末～2017年11月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しえ切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指」とよびます）についてここに提供された情報は、指のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますか、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指指数スパンサー」）は、指に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指指数スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指指数スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指に付随する情報について保証するものではありません。指指数は指指数スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指指数スパンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2018年1月31日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

- ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	【当初申込期間】（平成30年2月16日から平成30年3月1日まで） 1口あたり1円 【継続申込期間】（平成30年3月2日から平成30年9月28日まで） 購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	【当初申込期間】 平成30年3月1日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】 販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	【当初申込期間】平成30年2月16日から平成30年3月1日まで 【継続申込期間】平成30年3月2日から平成30年9月28日まで *平成30年9月29日以降の購入のお申込みはできません。 *上記継続申込期間内においても、基準価額が償還検討ラインに到達した場合、その翌営業日以降の購入のお申込みはできません。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	平成40年（2028年）2月10日まで（平成30年3月2日設定）
繰上償還	安定運用に切り替えた場合は、償還となります。 また、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は平成31年2月12日。
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資不可）
信託金の限度額	5000億円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は平成29年11月末現在のものですが、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.16%（税抜2.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年1.3284%（税抜年1.23%）を上限 とする率(信託報酬率)を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率およびその配分は期間に応じて下記の通りとします。													
	■主として保守型運用を行なう期間													
	<ul style="list-style-type: none"> ・当初設定日以降、「積極型運用切替判断日」から起算して5営業日目の前日まで ・「保守型運用切替判断日」から起算して5営業日目以降、「積極型運用切替判断日」から起算して5営業日目の前日まで 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.4644%（税抜年0.43%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分の内容 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>		信託報酬率		年0.4644%（税抜年0.43%）	支払先の配分の内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.20%	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.20%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
信託報酬率		年0.4644%（税抜年0.43%）												
支払先の配分の内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.20%											
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.20%											
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%											

■主として積極型運用を行なう期間

- ・「積極型運用切替判断日」から起算して5営業日目以降、「保守型運用切替判断日」から起算して5営業日目の前日まで

支払先の配分の内容 (税抜)	信託報酬率		年1.3284%（税抜年1.23%）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.60%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>		信託報酬率		年0.60%	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.60%	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.60%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
信託報酬率		年0.60%											
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.60%											
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.60%										
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%										

* 平成30年1月31日現在の信託報酬率は**年0.4644%（税抜年0.43%）**となっております。



手続・手数料等

その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
------------	--

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*上記は平成29年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

